

(第一類 第十二号)(附属の二)

第十回国会

運輸委員会水産委員会連合審査会議録第一号

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)
午後一時三十九分開議

出席委員
運輸委員会

委員長 前田 郁君

理事 大澤嘉平治君

理事 岡田 五郎君

理事 坪内 八郎君

岡村利右衛門君

蒲尾 君亮君

川島 金次君

江崎 一治君

水産委員会

委員長 富永格五郎君

理事 鈴木 善幸君

小高 真郎君

田口長治郎君

出席政府委員

農林事務官

(水産次長) 海上保安庁海事検査部長

山本 豊君

松平 直一君

委員外の出席者

運輸委員会

専門員 岩村 勝君

運輸委員会

専門員 堀 正威君

水産委員会

専門員 杉浦 保吉君

本日の会議に付した事件

水産委員会 德久 三種君

船舶職員法案(内閣提出第一一六号)
(予)

○前田委員長 これより運輸委員会水産委員会連合審査会を開会いたしました。

運輸委員長であります私が、本審査会の委員長の職務を行います。
本日の議題は船舶職員法案であります。

船舶職員法案

船舶職員法

を航行する日本船舶以外の船舶であつて、左の各号に掲げる船舶以外のものをいう。
一 総トン数五トン未満の船舶
二 ろかい又は主としてろかいのみをもつて運転する舟
三 日本船舶を所有することができない者に貸し付けた日本船舶

その他運輸省令で定める船舶

この法律において「船舶職員」とは、船舶において、船長、一等航海士、二等航海士、三等航海士、三等航海士、機関長、一等機関士、二等機関士、三等機関士、三等機関士、一等船舶通信士、二等船舶通信士及び三等船舶通信士の職務を行う者をいう。

甲種一等航海士
甲種二等航海士
乙種一等航海士
乙種二等航海士
丙種航海士
乙種三等航海士
丙種船長
乙種機関長
甲種一等機関士
甲種二等機関士
乙種三等機関士
乙種一等機関士
乙種二等機関士
丙種機関長
丙種機関士
乙種船舶通信士
乙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

甲種機関長
甲種機関士
乙種機関士
乙種機関長
丙種機関士
丙種機関長
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士
丙種船舶通信士

3 第一項の免許の申請は、申請者が試験に合格した日から三箇月以内にこれをしなければならない。

（資格）

第五條 前條の免許は、左に掲げる資格別に行う。

第六條 左の各号の一に該当する者は、免許を與えない。

（免許を與えない場合）

一 小型船舶操縦士の資格についての免許にあつては十八歳に満たない者

の資格についての免許にあつては二十歳に満たない者

は取り消された者

三 第十條の規定により免許を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

が登録及び海技免状を交付しなければならない。

（登録及び海技免状）

第七條 海上保安庁長官は、免許を與えたときは、海技従事者免許原簿に登録し、且つ、海技免状を交付する。

（免許の有効期間）

第八條 免許の有効期間は、免許原簿に登録し、且つ、海技免状を交付する。

（有効期間）

日から起算して五年とする。但し、海技従事者が、免許の有効期間満了の際本邦以外の地にある場合はその他の運輸省令で定める場合

には、その者の有する免許は、有効期間満了後も、一年以内において運輸省令で定める期間、なお、

海技従事者が、免許の有効期間満了後も、一年以内において運輸省令で定める期間、なお、

いては百円をこえない範囲内で政令で定める。

(事務の委任)

第二十七條 海技従事者の免許及び試験に関する事務であつて小型船舶操縦士の資格に係るものは、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(外国における事務)

第二十八條 第十九條の事務その他の運輸省令で定める事務は、外国においては、領事官が行う。

(命令の制定)

第二十九條 運輸大臣は、この法律に基く命令を制定しようとするときは、農林大臣と協議しなければならない。

第五章 罰則

(罰則)

第三十條 第十七條第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十條第一項の規定に違反した者
二 第十條又は海難審判法第五條の規定による業務の停止の処分に違反して船舶職員の業務を行つた者
第三十二條 第二十二条、第二十三條又は第二十四条の規定に違反し

た者は、五千円以下の過料に処す

(兩罰規定)

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

外、その法人又は人に對しても同條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため當該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める。

(適用の特例)

2 第十七條第一項及び第二十條第一項の規定の適用については、昭和二十九年九月一日以降は、これ

らの規定中「別表第一」とあるのは、「別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七」と読み替えるものとする。

(船舶職員法の廃止)

3 船舶職員法(明治二十九年法律第六十八号。以下「旧法」という)は、廃止する。

別表第一

船	船舶職員	資	格
総トン数二百ト ン未満のもの	機関長	船長	船舶職員
丙種航海士	丙種機関士	機関長	船

平水区域を航行区域とする汽船

総トン数五百ト ン未満のもの	船長	機関長	乙種二等航海士
乙種二等機関士	乙種一等航海士	乙種一等機関士	乙種二等航海士

その適用は、所為の輕重に從つてこれを定める。

(他)
4 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

5 登録税法(明治三十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条削除

第九條第一号中「乙種二等航海士 金百五十円」を「丙種船長等機関士 金百五十円」に「乙種二等海士 金百四十円」に「乙種二等機関士 金百五十円」を「丙種機等機関士 金百五十円」に改める。

6 水先法(昭和二十四年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三号を次のように改め

る。

三 船舶職員法(昭和二十六年法律第二号)の規定による

海技従事者の免許を取り消さ

た者

7 海難審判法の一部を次のように改正する。

四條第二項中「海技免状を受

有する者」を「海技従事者」に改め

る。

第五條を次のように改める。

第五條懲戒は、左の三種とし、

その者の受有する海技免状は、この法律に基く海技免状とみなす。

9 海上保安庁長官は、前項の規定により丙種航海士又は丙種機関士の資格についての免許を受けた者とみなされた者であつて、昭和二十九年八月三十一日までの運輸省令で定める乗船履歴を有するものに對しては、その者の申請によ

り、試験を行わないで、丙種船長又は丙種機関長の資格についての免許を與えることができる。

10 海上保安庁長官は、この法律施行の際、現に船舶の運航、機関の運転又は無線電信による通信に関する學術を教授する学校に在学している者がその學校を卒業後初めて試験を受ける場合には、運輸省令で定めるところにより、学術試験を免除することができる。

11 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後も、なお、従前の例による。

12 この法律施行前に旧海員懲戒法(明治二十五年法律第六十九号)又は海難審判法の規定によつてした海技免状の行使の禁止又は停止の処分は、それぞれ海難審判法の改正規定によつてした海技従事者の免許の取消又は業務の停止の処分とみなす。この場合において、停止の期間は、なお、従前の例による。

総トン数 未満のもの	総トン数 未満のもの	沿海区域を航行区域とする船舶 は第一種の從業制限を有する船舶 （総トン数一千トン未満の帆船及船又 び漁船を除く。）	総トン数五百ト ン未満のもの	総トン数二百ト ン未満のもの	総トン数 未満のもの	船長	機関長	一等航海士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	
総 トン 数 百 ト ン	総 トン 数 千 ト ン	総トン数 未満のもの	総トン数 五百ト ン未満のもの	総トン数 二百ト ン未満のもの	総 トン 数 百 ト ン未満のもの	船長	機関長	一等船舶通信士	丙種航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	丙種機関士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	丙種機関士
機 關 長	船 長	機 關 長	船 長	一等航海士	丙種航海士	乙種航海士	丙種機関士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	丙種船舶通信士	丙種機関士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	丙種機関士
機 關 長	一等船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士	丙種機関士	乙種機関士	乙種機関士	丙種機関士	乙種一等機関士	乙種二等機関士	乙種一等機関士	乙種二等機関士	丙種船舶通信士	丙種機関士	乙種二等機関士	乙種一等機関士	丙種船舶通信士	丙種機関士
丙種 機 關 士	丙種 航 海 士	乙種 航 海 士	乙種 航 海 士	乙種 機 關 士	乙種 機 關 士	乙種 機 關 士	乙種 機 關 士	乙種 一 等 機 關 士	乙種 二 等 機 關 士	乙種 一 等 機 關 士	乙種 二 等 機 關 士	丙種 航 海 士	丙種 機 關 士	乙種 二 等 機 關 士	乙種 一 等 機 關 士	丙種 航 海 士	丙種 機 關 士

総トン数三百ト ン未満のもの		総トン数三百ト ン未満のもの		船長		機関長		一等船舶通信士		乙種二等航海士	
総トン数五百ト ン未満のもの		総トン数四百ト ン未満のもの		船長		機関長		一等航海士		丙種航海士	
総トン数五百ト ン未満のもの		総トン数四百ト ン未満のもの		船長		機関長		一等機関士		丙種機関士	
船長	機関長	一等航海士	丙種航海士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種二等機関士	丙種機関士	乙種二等航海士	丙種船舶通信士
一等船舶通信士	乙種船長	乙種二等航海士	丙種機関士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種二等機関士	丙種機関士	乙種二等航海士	丙種船舶通信士
船長	機関長	一等航海士	丙種航海士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種二等機関士	丙種機関士	乙種二等航海士	丙種船舶通信士
一等船舶通信士	乙種船長	乙種二等航海士	丙種機関士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種二等機関士	丙種機関士	乙種二等航海士	丙種船舶通信士
乙種船舶通信士	乙種船長	乙種二等航海士	丙種機関士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種一等航海士	丙種船舶通信士	乙種二等機関士	丙種機関士	乙種二等航海士	丙種船舶通信士

若海区域第一海区、近海区域第三海区、近海区域航行第二海区
第三種の從業船又は第三種若しくは第二種若しくは第三種の從業船で
乙区域において從業する漁船では、(總トントン数二十ドン未満の帆船及
び漁船を除く。)

一等航海士	乙種一等航海士
二等航海士	乙種二等航海士
機関長	乙種機関長
一等船舶通信士	乙種一等船舶通信士
二等船舶通信士	丙種船舶通信士

船長	甲種二等航海士
機関長	乙種一等機関士
一等航海士	乙種一等航海士
二等航海士	丙種船舶通信士
機関長	甲種二等機關士

一等船舶通信士	甲種船舶通信士
二等船舶通信士	乙種船舶通信士
三等船舶通信士	丙種船舶通信士
船長	甲種二等航海士
機関長	乙種一等機關士

総トン数三千ト ン未満のもの	総トン数五百ト ン未満のもの	総トン数二百ト ン未満のもの	総トン数三百ト ン未満のもの																						
船長	甲種船長	船長	甲種一等航海士																						
一等航海士	乙種船長	二等航海士	乙種一等航海士	機関長	乙種一等機關士	三等航海士	乙種二等航海士	一等航海士	甲種二等航海士	機関長	乙種機關長	二等航海士	甲種二等航海士	一等機関士	甲種一等機關士	三等航海士	甲種二等航海士	二等機関士	乙種一等機關士	機関長	甲種一等機關士	三等機関士	乙種二等機關士	一等機関士	甲種二等機關士
二等航海士	乙種一等航海士	機関長	乙種一等機關士																						
三等航海士	乙種二等航海士	一等航海士	甲種二等航海士																						
機関長	乙種機關長	二等航海士	甲種二等航海士																						
一等機関士	甲種一等機關士	三等航海士	甲種二等航海士																						
二等機関士	乙種一等機關士	機関長	甲種一等機關士																						
三等機関士	乙種二等機關士	一等機関士	甲種二等機關士																						

総トン数三千ト ン未満のもの	総トン数五百ト ン未満のもの	総トン数三百ト ン未満のもの																							
船長	甲種船長	船長	甲種一等航海士																						
一等航海士	甲種一等航海士	二等航海士	甲種二等航海士	機関長	甲種一等機關士	三等航海士	甲種二等航海士	一等航海士	甲種二等航海士	機関長	甲種機關長	二等航海士	甲種二等航海士	一等機関士	甲種一等機關士	三等航海士	甲種二等航海士	二等機関士	乙種一等機關士	機関長	甲種一等機關士	三等機関士	乙種二等機關士	一等機関士	甲種二等機關士
二等航海士	甲種二等航海士	機関長	甲種一等機關士																						
三等航海士	甲種二等航海士	一等航海士	甲種二等航海士																						
機関長	甲種機關長	二等航海士	甲種二等航海士																						
一等機関士	甲種一等機關士	三等航海士	甲種二等航海士																						
二等機関士	乙種一等機關士	機関長	甲種一等機關士																						
三等機関士	乙種二等機關士	一等機関士	甲種二等機關士																						

遠洋区域を航行区域とする船又は第三種の漁船で、甲区域内において從業するもの

	上	下
	級	級
総トン数一萬ト ン未満のもの		
船長	甲種船長	甲種船長
一等航海士	甲種一等航海士	甲種一等航海士
二等航海士	甲種二等航海士	甲種二等航海士
三等航海士	甲種三等航海士	甲種三等航海士
機関長	甲種機関長	甲種機関長
一等機関士	甲種一等機関士	甲種一等機関士
二等機関士	甲種二等機関士	甲種二等機関士
三等機関士	甲種三等機関士	甲種三等機関士
一等船舶通信士	甲種船舶通信士	甲種船舶通信士
二等船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士
三等船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数一萬ト ン以上のもの		
船長	甲種船長	甲種船長
一等航海士	甲種一等航海士	甲種一等航海士
二等航海士	甲種二等航海士	甲種二等航海士
三等航海士	甲種三等航海士	甲種三等航海士
機関長	甲種機関長	甲種機関長
一等機関士	甲種一等機関士	甲種一等機関士
二等機関士	甲種二等機関士	甲種二等機関士
三等機関士	甲種三等機関士	甲種三等機関士
一等船舶通信士	甲種船舶通信士	甲種船舶通信士
二等船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士
三等船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士

別表第二

備考	
乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。	

別表第三

漁船以外の船舶の場合

沿海区域を航行区域とする船舶

二等機関士	丙種機関長	機関長	甲種機関長
船長	乙種船長	一等機関士	甲種一等機関士
一等航海士	乙種一等航海士	二等機関士	乙種一等機関士
二等航海士	乙種二等航海士	機関長	三等機関士
機関長	乙種機関長	一等機関士	乙種一等機関士
総トン数二千ト ン未満のもの		二等機関士	乙種一等機関士
		船長	乙種船長
		一等航海士	乙種一等航海士
		二等航海士	乙種二等航海士
		三等航海士	乙種三等航海士
		機関長	甲種機関長
		一等機関士	乙種一等機関士
		二等機関士	乙種二等機関士
総トン数三千ト ン未満のもの		船長	乙種船長
		一等航海士	乙種一等航海士
		二等航海士	乙種二等航海士
		三等航海士	乙種三等航海士
		機関長	乙種機関長
		一等機関士	乙種一等機関士
		二等機関士	乙種二等機関士
総トン数五千ト ン未満のもの		船長	甲種船長
		一等航海士	乙種船長
		二等航海士	乙種一等航海士
		三等航海士	乙種二等航海士
		機関長	甲種機関長
		一等機関士	乙種一等機関士
		二等機関士	乙種二等機関士
総トン数五千ト ン以上のも		船長	甲種船長
		一等航海士	甲種一等航海士
		二等航海士	乙種一等航海士
		三等航海士	乙種二等航海士
		機関長	甲種機関長
		一等機関士	乙種一等機関士
		二等機関士	乙種二等機関士
		三等機関士	乙種三等機関士

近海区域第一区を航行区域とする	近海区域第二区、遠洋区域を航行区域とする第三区	総トン数三万ト ン未満のもの	機関長	甲種機関長
船長	甲種船長	一等機関士	甲種一等機関士	一等機関士
一等航海士	乙種船長	二等機関士	甲種二等機関士	二等機関士
二等航海士	乙種一等航海士	三等機関士	甲種三等機関士	三等機関士
機関長	甲種機関長	一等機関士	甲種一等機関士	一等機関士
総トン数五千ト ン未満のもの		船長	甲種船長	甲種機関長
		一等航海士	乙種船長	乙種機関長
		二等航海士	乙種一等航海士	甲種機関士
		三等航海士	乙種二等航海士	乙種機関士
		機関長	甲種機関長	甲種機関士
		一等機関士	乙種一等機関士	乙種機関士
		二等機関士	乙種二等機関士	甲種機関士
		三等機関士	乙種三等機関士	乙種機関士
総トン数五万ト ン以上のもの		船長	甲種船長	甲種機関長
		一等航海士	甲種一等航海士	乙種機関士
		二等航海士	甲種二等航海士	甲種機関士
		三等航海士	甲種三等航海士	乙種機関士
		機関長	甲種機関長	甲種機関士
		一等機関士	乙種一等機関士	乙種機関士
		二等機関士	乙種二等機関士	甲種機関士
		三等機関士	乙種三等機関士	乙種機関士

別表第四

			船	船	船	職員	資	格
			長	長	長	操縦士	操縦士	操縦士
ト ン 未 満 の 漁 船 (四十馬力以上の推進 ものに限る。)	ト ン 未 満 の 漁 船 (四十馬力以上の推進 ものに限る。)	ト ン 未 満 の 漁 船 (四十馬力以上の推進 ものに限る。)	船長	船長	船長	小型船舶操縦士	小型船舶操縦士	小型船舶操縦士
十 ト ン 未 満 の 漁 船 (四十馬力以上の推進 ものに限る。)	十 ト ン 未 満 の 漁 船 (四十馬力以上の推進 ものに限る。)	十 ト ン 未 満 の 漁 船 (四十馬力以上の推進 ものに限る。)	機関長	機関長	機関長	丙種機関士	丙種機関士	丙種機関士
総 ト ン 数 五 十 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 五 十 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 五 十 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 五 十 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 五 十 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 五 十 ト ン 未 満 の もの	船長	船長	船長
総 ト ン 数 數 百 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 數 百 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 數 百 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 數 百 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 數 百 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 數 百 ト ン 未 満 の もの	機関長	機関長	機関長
総 ト ン 数 三 百 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 三 百 ト ン 未 満 の もの	総 ト ン 数 三 百 ト ン 未 満 の もの	機関長	機関長	機関長	丙種船長	丙種船長	丙種船長
船 長	船 長	船 長	船 長	船 長	船 長	丙種機関長	丙種機関長	丙種機関長
一等 機 閥 長	一等 航 海 士	一等 航 海 士	乙 種 一 等 航 海 士	乙 種 一 等 航 海 士	乙 種 一 等 航 海 士	乙種二等 機 閥 長	乙種二等 航 海 士	乙種二等 航 海 士
二等 航 海 士			丙 種 船 長					
二等 航 海 士			丙 種 船 長					

第一種の徴業制限を有する未満内区域で乙区域に於ける漁船を除くものにて従業するもの

別表第五

近海区域第一区を航行区域とする
旅客船

総トン数五百ト ン未満のもの	総トン数三千ト ン未満のもの	総トン数三千ト ン以上のもの	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
一等船舶通信士	甲種船舶通信士	丙種船舶通信士	二等船舶通信士	二等船舶通信士
二等船舶通信士	乙種船舶通信士	丙種船舶通信士	三等船舶通信士	三等船舶通信士
三等船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	一等船舶通信士	一等船舶通信士
一等船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	二等船舶通信士	二等船舶通信士
二等船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	三等船舶通信士	三等船舶通信士
三等船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	一等船舶通信士	一等船舶通信士
一等船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	二等船舶通信士	二等船舶通信士
二等船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	三等船舶通信士	三等船舶通信士
三等船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	一等船舶通信士	一等船舶通信士
乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	二等船舶通信士	二等船舶通信士
甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	三等船舶通信士	三等船舶通信士
乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	一等船舶通信士	一等船舶通信士
甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	二等船舶通信士	二等船舶通信士
乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	三等船舶通信士	三等船舶通信士
甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	一等船舶通信士	一等船舶通信士
乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	二等船舶通信士	二等船舶通信士
甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	三等船舶通信士	三等船舶通信士

別表第六

旅客船及び漁船以外の船舶の場合
船

船	船	船	職員	資格
総トン未満のもの	総トン未満のもの	総トン未満のもの	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
百トン未満のもの	百トン未満のもの	百トン以上のも	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数五千五百	総トン数五千五百	総トン数五千五百	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
トントン未満のもの	トントン未満のもの	トントン未満のもの	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
五百未満のもの	五百未満のもの	五百未満のもの	三等船舶通信士	丙種船舶通信士
二等船舶通信士	二等船舶通信士	二等船舶通信士	甲種船舶通信士	甲種船舶通信士
丙種船舶通信士	丙種船舶通信士	丙種船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士
甲種船舶通信士	甲種船舶通信士	甲種船舶通信士	丙種船舶通信士	丙種船舶通信士

別表第七

第一種の従業制限を有する漁船

第二種又は第三種の従業制限を有する漁船で乙区域内において従業するもの

第二種又は第三種の從業制限を有する漁船で甲区域内において從業するもの

総トン数五千五百未満のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数一万トント未満のもの	二等船舶通信士	甲種船舶通信士
三等船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士

○前田委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。鈴木善幸君。

○鈴木(善)委員 この法律案につきましては、第一條の目的にうたつておりまして、船員に乗り込むべき者の資格を定めまして、もつて船舶の航行の安全をはかるということになりますので、これは漁業の面から見まして、船舶の安全航行と漁業の将来の発展のために、きわめて適切なる法律案であるという觀点から、この法案に対しましては水産委員会といたしましても、漁船の安全航行と漁業の将来の発展のために、きわめて適切なる法律案であります。

○鈴木(善)委員 この法律案につきましては、第一條の目的にうたつておりまして、船員に乗り込むべき者の資格を定めまして、もつて船舶の航行の安全をはかるということになりますので、これは漁業の面から見まして、船舶の安全航行と漁業の将来の発展のために、きわめて適切なる法律案であります。ただ実施上二、三の点につきまして、当局に対しお尋ねをいたしたいと

資格者としてふえて来るかという点につきまして、まずお尋ねいたしたいと思います。

○松平政府委員 ただいまの御質問でございますが、今度新たに適用を拡張いたしました範囲は、総トン数五トン以上二十トン未満の帆船、漁船、それから同じく平水区域を航行する帆船、こういうことになつております。

船においては「万一千三百十四隻、漁船におきまして二万一千二十三隻、合計三万二千三百三十七隻でございまして、小型船舶操縦士は一船につき一名といふことでござりますが、これらは同数の資格を持つた者が必要だ、こういうことになります。

○松平政府委員 ただいまの御質問で

よりましても、漁船関係において二万

人以上の資格者がふえる。さらに機関士その他通信士等を入れますならば、おそらく三万人以上になるかと思うの

であります。そこでこの三万人以上現に資格を有しない者が、これから資格を得なければならない、こういうこと

であります。まさに私はまた新しい免状を設けた点、その他いろいろ資格を変更し

ておりますので、もちろんこういうか

わった点を十分周知させるということ

に努力する一方、ただいま申し上げま

した通り、関係各省と十分な連絡を保

っておりますので、ただいまの養成の

実態を見ておりますと、一箇年に約二

千人の養成をいたしております。これ

は昭和二十四年、二十五年におきまし

ても、その養成に関する国の予算額は

百二十六万円程度という少額であります。

私は方ではもちろんこの講習その

他に関連いたしまして、今後とも密接

に各省と連絡をとりまして、この法律

の施行に遺憾ないよういたしたいと

存しております。なお加えておき

ますが、この法律でたとえばただいま一年間に一万人ずつ講習会等によつて養成をしなければならない、こういふことに相なると思うのであります。

そういたしますと予算面におきましても現在の五倍程度、約六百万円程度の年額の養成事業費が予算に確保されなければ、この法律は死文に帰する、実際に実施できない、こういう結果に相なると思うのですが、もし予算等が確保されずにこの三万人新規の資格者が養成できないといふことに相なりました場合に、この法律の運用についていかよにお考えになりますか。その点をお尋ねしたいと思うのであります。

○鈴木(善)委員 松平部長の御答弁によりますと、この法律の実施についての前提でありますところの船員の養成という問題につきましては、水産庁と関係官庁において十分その準備をやるべきだ。なお立案当局としての運輸省においては、三年間の経過期間を定めている。その間において関係庁が十分それに対処する準備を進めたらどうかたした次第でござります。それで私の方としましては、新しい適用をいたしました面、あるいはまた新しい免状を設けた点、その他いろいろ資格を変更しておりますので、もちろんこういうかわった点を十分周知させるということ

であります。まことにその通りと思うのであります。

○松平政府委員 ただいまの点は当然

この法律の立案にあたりまして考え方のべき点でございまして、たとえばただいま問題にもなりました三万人という数字が、ほとんどが小型船舶操縦士の問題でございますが、これの養成につきましては、水産庁の方で十分お考えをいただいている次第でございまして、私は方ではもちろんこの講習その他の問題に置かれておるわけであります。それがなければならぬ。ところが先ほどの御説明によりますと、新たに資格を要する者、あるいは資格が上昇したために資格を取直さなければいけない者を加えますと、約三万人ある。そういたしますと三箇年の経過期間で、昭和二十九年にこれが田満に実施されますためには、今後

備考
乙区域とは、東經百八十度、南緯十三度、東經九十四度及び北緯六十三度の線により
囲まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

総トン数一萬トント未満のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
三等船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士

いわゆる試験ということで、非常に受けたる感じがやかましく聞えるわけでございますが、大体私どもの方でこういふ画期的な施行をいたしますので、この試験を通じまして、むしろ指導啓蒙をやつて行くような方向の試験でまかなかつて行きたい、こう考えております。

○錦木(善)委員 水産庁の山本次長がお見えになつておりますから、この面につきまして水産庁からはつきりした御答弁をいただいておきたいと思うのです。先ほども申し上げましたのが、昭和二十四年、二十五年度の経過から見まして、政府は一年に年額百二十六万円程度のわずかな予算しか組んでいない。その養成人員は二千人を満たない。こういう状態で、たとい三箇年間の超過期間があると言いましても、新規に三万人の有資格者を養成しなければならないということでは、どうしてもこの法律の実施期間までにそれだけの養成はできないということに相なると思うのであります。そこで水産庁は、一箇年に一万人以上を養成するに足るだけの養成事業費を、大蔵省との間にお詰合いかつておるかどうか、そういう点を固めた上で、この法案を政府が御提案になつたものであるかどうか、その点をお尋ねしたいと思うのであります。

○山本(鷹)政府委員 この法案の審議の途中におきましたも、いろいろとこの漁船の乗組員養成の費用が、從来も非常に少かつたわけであります。大蔵省には時々いろいろ詰合はいたしましたのであります。しかしこの法案のいろ／＼論議の途中で、二十六年度以降の予算の点には確たる確約を得たわ

けではないのでありまするが、しかし
ながら現在在船のこの法律の改正がこ
ういう経過で進みつある、従つて二
十六年度以降、特に追加予算等におき
ましては、ぜひ考えてもらわなければ
困るということを、大蔵省の方にも
時々通じてあるわけであります。われ
われといたしましては、この法案が通
過いたしまして、臨時国会等におきま
してぜひこの必要な予算を要求いたし
たい、またある程度の大蔵省の、これ
は係の話でありますけれども、その事
情は十分大蔵省もわかつてくれておる
と思うのであります。ただ具体的な問題
といたしましては、今鈴木委員の言わ
れました点は、要するに金がどれても
事務的に年間一万人の養成ができるか
どうかという点もあるうかと思うので
あります。これは特に漁船につきまし
ては、一般の場合と違いまして、かり
に養成をいたしました場合におきまし
ても、當時自分の仕事を沖に出る手合
いではありますので、よほどその時期な
り、あるいは方法なりというものにつ
きましては、十分考えてやらなければ
ならぬと思うのであります。従いまし
てまた保安庁方面に対しましても、こ
の試験制度の実施にあたりましては、
その運用の面で決して特別扱いしろと
いうふうにお話をしよつちゅうしてい
るわけであります。そういう点で三千
万円程度この事業をやるために予算
がいるわけであります。が、今までの
ところ確たる結論は得ていないのであ
ります。これらの状況につきましては
常々大蔵省とはよく折衝はしておるわ

○鈴木(善)委員 ただいまの御答弁によりますと、この法案の立案の過程において、大蔵当局ともいろいろお話をいはなさったやに推察されるのであります。まだこの養成事業についての補正予算等の編成の際に、確実に出してもらえるという確たるお話合いがついていない。つまりこの法案の具体的な実施についての、養成の面についての裏打ちがなされてないというように承つたのでありますて、これはこの法案が成立了します前提でございます。それから、国会において法案を審議するその期間中において、当局は十分予算措置についての確たる見通しをつけていただくよう、当局に要望いたすものであります。なおこの点につきましては、本法案の審査の主管委員会でもあります運輸委員長に対しましても、水産委員会を代表いたしまして格段の御配慮をお願いする次第であります。

次に先ほど来松平部長、山本次長からお話を出ておりましたが、これらは員の資格試験の問題であります。今日まで海上保安庁でおやりになつております経過を見ておりますと、いろいろ漁業の実情、漁業者が置かれておりまでは現在魚は少くなつて、十分漁業者側の希望するように必ずしも行つておらないよう私ども承知いたしております。申すまでもなく漁業者は常に高くなつて、魚価は低落するのであります。申すまでもなく漁業者は常に高くなつて、魚価は低落するのであります。申すまでもなく漁業者は常に高くなつて、魚価は低落するのであります。

す。漁業経済はまさに崩壊の一歩手前にあるといふような苦しい経済状態に置かれているわけです。従いましてこれららの海員免状等を得まするためには、何をおいてもその試験を当局が指定した期日に受けることを必要とするところに追われておりまする関係から、漁期におきまして、その必要を認めながら、とうていその試験に参加することができないという実情にござります。そこで当局が漁船関係者の資格試験をおやりいただきます場合には、漁期を選んでいただきたい。各漁業におきましてそれ／＼漁期の開散の時期がござりまするから、それらを地域的に十分水産庁ともお打合せいたいで、漁業者の試験が受けやすい時期をお選びいたくことが必要かと思うのでございまして、それだけの親心をぜひお願ひお願いしたいと考えております。

れる腕前を持つておるということを認定していただき、学術偏重に陥らずに免状等を交付していくのが適当であろうと思うのであります。この面につきまして海上保安庁御当局はいかように考えておりますか、お尋ねをしたいと存うのであります。

○松平政府委員 ただいまの御質問のうちの試験の時期の問題であります。が、これは御説の通りであります。私の方ではもつぱらその線に沿つて運営をして行くつもりでござります。

【委員長退席、大澤委員長代理着席】

從来もこういう面の仕事が、回数においても一番多うございましたし、将来も數の上から言つて、また地方に非常に分散をされておる点から申しましても、当然のことと考えております。

それから試験の内容にわたる問題であります。が、従来の試験の内容がどうであるかといふことはかい議論は抜ききして、今度の改正を機会に、やはりこの試験の内容という点に一應触れることに相なるのでございますが、特にこの小型船を中心とした試験にござましては、数学とか何とかいういふゆる学術試験というものでなく、いよいよ技能試験、こういう方面に重点を置いて行きたいと考えております。中際問題としましても、それで十分目的は達せられるというように考えております。

○鈴木(善)委員 ただいまの松平部員の御答弁で、当局のお考えもわかつたわけでありまして、漁業者諸君も非常に安心することと思うのであります。ただ従来は海上保安庁関係の試験官

の「常た長」り的美をわねるするよ」とて居まつて居る。

旅費が足らないとか、予算がないとか、いうような関係から、どうしても漁業者の望む漁開期等に試験期日を定めて、そうして各地方に御出張願つて、便宜をはかつていただける機会が実はなかつたのであります。予算の関係もありましようが、当局として派遣人員も制限される関係からか、どうしてもそのような漁業者本位の試験期日の御決定ということが、事実上行われていなかつた。そこでせつかく農林省関係において講習を行い、勉強をした者であつても、試験期日が漁開期に当らなければ、講習は受けたが試験は受け得なかつたというような者もございまして、しばし漁村の方からそういう要望が聞かれておるわけであります。どうかだいまの松平部長のお話のよう、今後予算等につきましても十分な御措置をいただきまして、できだけ各地方の漁業者が望むところの漁開期において試験が実施されますよう、特にお願ひをしたいと思うのであります。

さらにこの際お尋ねをしたいのは、ただいま私が申しましたように一般船員と漁船船員との間には、試験にあたつての特別な配慮も必要かと思うのであります。これら検査の適正をはかりますため、海上保安庁と水産省との間に試験に関する委員会のような特別な機関を設けまして、漁船船員の資格試験についての適切なる御方針をお立てになる御意思があるかどうか、この点をお尋ねいたします。

○松平政府委員

ただいまは試験の内容をきめる上について、試験審議会の立てるものをつくつたらどうかという御質問であります。が、私の方は特別

そういう試験のための審議会といますよりは、幸い保安審議会といふものが私どもの方にございまして、重要な項の審議をいたすことになつておりますので、これへそういう試験の基準とかいうようなものは諸るつもりであります。水産庁次長は審議会の委員でござりますから、御懸念の点はまずこれで十分解決がつくと思つております。
○鈴木(善)委員 以上をもちまして大体水産委員会としての質問を終るわけであります。が、冒頭に申し上げましたように、本改正法律案は、船舶の安全航行をはかることにその目的がございまして、この法律が円満に実施されれば、漁業上からも非常な進歩であります。そういう意味で先ほど来私がお尋ねいたしました点、御希望申し上げました点、実施上のこれらの問題につきましては、万端謹なき御準備を当局において進められんことを重ねてお願いいたしまして、私の質疑を終ります。

○大澤委員長代理 ほかに御質疑はございませんか。——御質疑がなければ、これにて連合審査会を散会いたします。

午後二時九分散会